持続可能な農業は人から。

安全対策と労災保険で、農業を未来へつなぐ

「農業労災・安全対策」アンバサダー
小林 涼子
俳優
株式会社AGRIKO
代表取締役

重要な
お知らせ

小規模な農業経営体も
労災保険の加入が
義務化されます

※遅くとも2031年7月までに加入が必要

農業労災・安全対策
守る・備える・つなぐ。

一般社団法人 全国農業会議所

安全対策と労災保険で、働く人と農業経営を守る

農業の死亡事故率は、全産業平均と比較して**約13倍**。農業に、「絶対に事故は起きない」はありません。事故やケガは、働く人だけでなく、経営にも大きな影響を及ぼします。だからこそ、日頃の「安全対策」と、万が一に備える「労災保険」が大切です。制度の見直しにより、遅くとも2031年7月までに、**労働者を1人でも雇う農業経営体は労災保険への加入が必要**になります。**義務化を待たず、早めに備えましょう。**

国の制度「労災保険」はどうして必要なの?

「万が一」の事故から、働く人と家族を守るため

治療	休業	障害	遺族
治療に必要な費用	働けない期間の補償	障害が残った場合の補償	亡くなった場合の遺族への補償

事故による補償負担に備え、農業経営を守るため

事業主として災害補償責任を果たすため

従業員が安心して働ける環境をつくるため

仕事中や通勤中のケガ・病気などに対して、必要な保険給付が行われ、働く人とその家族の生活を支える制度です。

⚠ 未加入の場合、仕事中のケガなどは、**事業主が自ら補償する必要**があります。

小規模な農業経営体も労災保険の加入が義務化へ

現在
個人経営で常時雇用する労働者が5人未満
→ 労災保険は「任意加入」

これから
労働者を1人でも雇えば
→ 遅くとも2031年7月までに「加入が義務化」

こんな雇い方も対象です

- 従業員を1人でも雇っている
- 農繁期に1日だけアルバイトを雇っている

労災保険への加入は 3 STEP

STEP.1
人を雇っていたら確認
加入対象かチェック

STEP.2
加入手続き
必要な書類を作成・提出

STEP.3
保険料を納付
目安:年間賃金総額の1.3%(2026年8月時点)
〈例〉年間賃金300万円なら → 年間約3.9万円

加入後の手続きは、基本的に年1回!

公的な相談・手続きの窓口	労働基準監督署
加入手続きのサポート	労働保険事務組合
労災保険・労務の専門家	社会保険労務士

経営者本人が加入できる「特別加入制度」もあります!

労災保険制度や手続きの流れなど、詳しい内容は、「農業労災・安全対策ポータルサイト」をチェック!

https://aguri-rousai.jp/